

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険で発行している限度額適用認定証、高齢受給者証が更新時期を迎えましたので、お知らせします。

○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（申請が必要です）

国民健康保険に加入している方が医療機関で診療を受けた際に国民健康保険の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口にて提示した場合、自己負担限度額までの支払いで済みます。

現在交付している認定証の有効期限は7月末となっていますので、8月以降、認定証が必要な方は、市保険年金課国保担当窓口で交付申請の手続きをしてください。

※認定証は申請した月から有効となり、前月に遡って適用することはできません。

※国民健康保険税の滞納がある方は認定証を交付できない場合があります。

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証（保険証）
- ・世帯主と対象者の方のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）

・世帯主以外の方による申請の場合は、世帯主の委任状など

○高齢受給者証（手続き不要です）

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に、「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。「国民健康保険被保険者証（保険証）」とあわせて医療機関窓口にて提示することで、窓口での負担割合が2割となります。（ただし、現役並み所得の方の負担割合は3割です。）

毎年8月1日に更新となりますので、所得判定後の新しい高齢受給者証を7月末までに世帯主の方へてに郵送します。



【お問い合わせ先】

市保険年金課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
 ☎32・2113 / FAX35・0173
 Mail:hokennenkin@city.komatsushima.
 i-tokushima.jp

身体・知的・精神障がい者相談員がご相談に応じます！

小松島市では、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、またはその家族のさまざまな相談に応じ、情報の提供や助言などを行っています。

困った時などには、お近くの相談員までご相談ください。

■身体障がい者相談員

氏名	住所	連絡先	担当区分
きよはら けんじ 清原 健司	立江町	FAX 38・1119	聴覚
おおにし よしこ 大西 美子	立江町	FAX 37・1343	聴覚
かわの とみえ 河野トミエ	小松島町	☎32・0843	視覚
ひらま よりこ 平間ヨリ子	中郷町	☎33・1523	視覚
いのうち やすこ 井内 安子	小松島町	☎32・2598	肢体

（任期：令和4年3月31日まで）

【お問い合わせ先】市介護福祉課障がい福祉担当（市役所1階⑨番窓口）☎32・2279 / FAX35・0272
 Mail:s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

■知的障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
あおやぎ よしあき 青柳 芳明	江田町	☎33・2077
おおにし かおり 大西 香織	立江町	☎37・0771 (みやま園)
ちゅうらく ちえこ 長楽千英子	坂野町	☎090・ 7148・6121
わたなべ まさこ 渡部真佐子	小松島町	☎33・1402

（任期：令和4年3月31日まで）

■精神障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
かみじ としお 上地 利夫	横須町	☎090・ 2820・2024

（任期：令和4年3月31日まで）